

平成27年12月定例会 県土整備委員会（付託）

平成27年12月14日（月）

〔委員会の概要 危機管理部関係〕

井川委員長

ただいまから、県土整備委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに、議事に入ります。

これより、危機管理部関係の審査を行います。

危機管理部関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 平成28年度に向けた危機管理部の施策の基本方針について（資料①）
- 鳴門わかめ産地偽装事案について
- 徳島県食品表示適正化基本計画（案）の概要について（資料②③）

黒石危機管理部長

この際、3点、御報告申し上げます。

お手元の県土整備委員会資料その1を御覧ください。

平成28年度に向けた危機管理部の施策の基本方針についてでございます。

資料の最上段、当部が抱える課題といたしまして、南海トラフ巨大地震や大型台風、ゲリラ豪雨・豪雪をはじめ、新型感染症、国際テロなどの新たな脅威にも的確かつ機敏に対応することが求められております。

また、食の安全安心はもとより、消費生活、交通安全、野生鳥獣など、暮らしの安全の確保に向けた対応も求められているところでございます。

これらの課題に対応するために、資料中段にございます取組を実施してまいりたいと考えております。

まず、資料左側、県土強靱化の推進についてでございます。

まず、県民一丸となった防災意識の向上では、昭和南海地震から70年を迎える平成28年を防災のメモリアルイヤーとして位置付け、メモリアルイベントや啓発行事の重点実施、県民の皆様、地域、防災関係機関などが防災体制をチェックする毎月1点検運動の展開などに取り組んでまいります。

次に、防災を支えるひとづくりでは、本年の8月に本県で開催しました、全国初の少年消防クラブ交流会、全国大会でございますが、を契機といたしまして、少年消防クラブの活動強化に取り組んでまいります。

また、将来を担う防災士の養成や活躍の推進、中高生の防災クラブと防災啓発サポーターの交流の促進などに取り組んでまいります。

次に、災害を迎え撃つまちづくりでは、2年連続で実施してきました、様々な情報を地

図の上で見える化するG空間の実証事業を踏まえまして、災害時情報共有システムの機能強化や県民の皆様に向け、インターネットを活用した防災情報ポータルサイトの創設などに取り組んでまいりたいと思います。

次に、安全安心の体制づくりでは、戦略的災害医療プロジェクトにおきまして災害医療の後方支援、いわゆるロジスティック部門などの人材育成や、在宅療養者への支援を推進いたしますとともに、人工衛星を経由して映像を伝送するシステム、いわゆるヘリサットを搭載した次世代消防防災ヘリの導入を推進してまいります。

次に、資料の右側、くらしの安全安心の推進についてでございます。

まず、食といえば徳島安全安心ブランドの確立では、消費者、事業者、行政の協働によります食の安全安心や、食品表示の適正化の更なる推進に取り組むとともに、TPPを見据えたHACCP認証の拡大や生活衛生業界の活性化による活気あるまちづくりの推進などに取り組んでまいります。

次に、全国をリードするスマート消費生活の促進では、ライフステージに応じた消費者教育の推進、消費者リーダーなど地域人材の養成や、エシカル消費、これは人や、社会、環境に配慮した消費行動をすることで、その普及啓発に取り組んでまいります。

次に、交通事故死亡者ゼロへ重点展開では、子供から高齢者、障がい者まで、人に優しい交通安全啓発を実施するとともに、自転車での死亡事故ゼロに向けまして、自転車交通安全運動月間や安全運転競技大会の実施、自転車の整備点検と併せた保険加入の促進に取り組んでまいります。

最後に、人と自然が調和する社会の推進では、犬、猫の殺処分ゼロに向けまして、譲渡の推進や、マイクロチップによる迷子防止の推進をはじめ、生物多様性センターの活動強化や指定管理鳥獣の捕獲の強化に取り組んでまいります。

以上の取組を着実に実施することで、安全で安心なとくしまを実現できるよう、しっかりと取り組んでまいります。

続きまして、資料はございませんが、鳴門わかめ産地偽装事案について、概要を御報告申し上げます。

去る11月2日に公表を行いました鳴門市の製造事業者によります鳴門わかめの産地偽装につきまして、その後、継続して調査を行ってございましたところ、当初の供述にない商品が外国産であることが判明いたしました。

このことを受けまして、食品表示法に基づき、当該事実を是正するように命令を行うとともに、厳正かつ公正な法執行を行う観点から、食品表示法第19条違反として、12月8日に鳴門警察署に告発いたしました。

今後は、警察の調査に協力するとともに、徹底した監視活動を実施し、産地偽装は絶対に許さないとの強い気概のもと、関係部局とも連携して対応してまいります。

最後に、お手元の県土整備委員会資料その2、徳島県食品表示適正化基本計画（案）の概要についてを、そして、資料その3では、その全体版をお配りさせていただいております。

このうち、資料その2の概要版によりまして、御説明させていただきたいと思っております。

まず、策定の趣旨でございますが、全国に先駆けた徳島県食品表示の適正化等に関する条例の制定を受けまして、食の安全安心先進県とくしまとして、食品表示の適正化施策を計画的かつ戦略的に推進するため、施策の方向性や数値目標等の指標を定めるものであります。

次に、計画の期間につきましては、平成28年度から平成30年度までの3年間としております。

次に、重点項目といたしまして、①の食品関連事業者等の自主管理体制強化をはじめ、5本の柱を定めております。

次に、計画の具体的取組につきましては、県、事業者、消費者が、それぞれの役割分担と協働のもと、三者が一体となって取組、施策を推進してまいります。

特に、今回のわかめの産地偽装事案を受けまして、県の役割といたしまして、監視指導体制の充実を盛り込むとともに、次の活動指標のところでございますけれども、食品表示Gメンによる立入事業所数や科学的産地判別件数など、取組施策の効果検証を行うために数値目標を定めることとしております。

最後に、当基本計画の策定スケジュールにつきましては、県議会での御論議を頂き、パブリックコメントを通じまして、県民の皆さまの御意見もお聞きしながら、来年3月頃の策定を予定しているところでございます。

以上、御報告申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

井川委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

喜多委員

今、平成28年度の施策の基本方針ということで出されました。多分、これはもうほとんど平成27年度と同じでないかと思えます。あんまり変わったらおかしいし、それには異議はないんですけども、特に大きく変わるのはTPPによって、これから一気にではないと思うんですけども、それなりの期間を経て、それなりの食品が国内で氾濫してくるか、出回ってくるという中で、来年の大きな変わりといえばこういうことではないかなと思えます。それに対してのこの基本方針というのがどのように表示されて、どのように取り組まれていくのか、期間的なものもあろうと思えますけれども、来年早々はまだまだということかもわかりませんが、これからどのような取組をされていくのか、お尋ねをいたします。

西條安全衛生課長

TPPを見据えたHACCPへの取組の御質問でございます。

今後、TPPによりまして、いろいろな食品等々が国内には流入してくるということが見込まれるところでございますし、また、内外に無差別という観点から食品を海外に輸出する際には、海外の基準に従った基準が求められるというようなこととなります。こういったところから、国際標準基準でございますHACCP認証といったことを日本国内におきましても食品を輸出する際には求められるということとなりますので、県といたしましても、このHACCPに係る基準をしっかりと満たすことができるように関係食品業界について指導してまいりたいと考えているところでございます。

つきましては、まず、今年度でございますけれども、既に食鳥業界におきまして、HACCPの取組について先立って初期指導をさせていただいております、いろいろと業界とやりとりをしながらHACCP認証に向けた取組を行っているところでございまして、まず、年度内この認証を行えるように今制度を進めているところでございます。

そういったところを先達といたしまして、次年度におきましては、他の食品加工事業者につきましてもしっかりと啓発をしながら、基準を満たしていけるような食品の製造、また、イニシアチブをとった中で指導してしっかりと進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

喜多委員

今の御説明で、輸出するときにはHACCPの認証を拡大して、積極的に進めていきたいということでございます。輸入の場合はどうなんでしょうか。全然わからぬので、愚問になるかもわかりませんが、入ってくるときのHACCP認証をはめて輸入を認めるということになるんですか、それともならないんですか。

西條安全衛生課長

現在のところ、国におきましてはHACCP認証といったことにしっかりと取り組むということで啓発を進めているところでございますが、まだこれが国内ではしっかりとした基準になっていないというところでございます。国におきましては、昨年度の段階におきましてガイドラインを策定しまして、各自治体において条例化をした中でHACCPを進めていくという取組をしているところでございますし、また、次年度に向けましてしっかりと国のほうでもHACCP認証ができるようにということで、業界の支援等、研修会、講習会等を開きながら進めているところでございます。これがしっかりと定着して国内で一般的な基準にならないとHACCPを外国に求めることができないというようなことになってまいります。

ただ、輸入に関しましては、国内の基準といったことが満たされないと外国から入ってくることはないということでございますので、今現在の国内の基準に基づきまして、国のほうはしっかりと検疫等を行っているところでございます。これによりまして、国のほうも食品の安全担保を取ろうとしているところでございますが、議員御指摘のとおりこれから、今後食品の輸入がますます増えるということが見込まれてございますので、私ども県といたしましても国に対しまして、輸入検疫のところをしっかりとやっていただけるよう

な体制整備について政策提言等を行っているところでございます。

また、国内に入ったものにつきましては、自治体のほうで通常の食品監視という位置づけの中で、こういったものの検査を行いまして、もし違反があるというようなことになれば、国のほうに申し出まして、取締りを行っていくという流れになっているところでございます。

いずれにしましても、しっかりとこういったことに対応しまして、安全確保に努めてまいりたいと思っております。

喜多委員

この危機管理部とは関係ないですけども、電化製品とか医療品とか、メイドイン何とかとほとんど書いてあるんですけども、食品についてはどうなんですか。例えば、リンゴが入ってくる、サクランボが入ってくる、これから新たな食品がTPPによってどんどん入ってくるということで、食品の製造元というか、国の表示というか、そういうのが何か決められておるというか、日本では国の表示がなかったら売ってはいけないとか、それ以前の問題になろうと思えますけれども、どんな制約というかどんな規定があつて安全な食品が入ってくるような仕組みになっておるのでしょうか。

山根食の安全安心担当室長

今、委員の御質問がございました食品表示に係る部分でございます。

外国産の例えば生鮮物の加工食品、これが入って来ますと、日本の食品表示に基づき基本的には表示されることとなります。その中で、生鮮物、これにつきましては、外国産等の表示が必要になってくる基準でございます。一方で、加工食品につきましては、生鮮物に近い食品、22品目と4品目がございますけど、例えば、ウナギの加工品とか、そういうものにつきましては、外国産等の表示が必要になってくるところでございます。

そういうところで、外国産につきましても日本の表示基準に基づいて原産地等の表示がなされることになると思えます。

喜多委員

今、ウナギの話があつたんですけど、魚も、エビも含めて生きたまま入ってくるというのも大分あるようですし、もちろん生きていない魚類も入ってくるということで、それはどのようにするんですかね。魚には表示できて、箱か何かに表示する義務というか、しているのが入ってくるんですよ。

できたら、例えば中国というのではなく、中国のどこそこというのが、国内だったらいろいろ産地まで懇切丁寧に書いて、それをむしろアピールするということで付加価値を高めている商品もありますけれども、外国の場合はそこまで表示の義務があるかないか、そして、これからこれに対してどのように取り組んでいくのかお伺いします。

山根食の安全安心担当室長

今、御質問がございました食品の例えば輸入時、業者間取引の場合、こういった食品表示の情報を伝達するかというのがございます。例えば梱包されたもの、これについては基本的にはそういう情報を伝達するというようになっておりますけど、一方で、業者間取引の場合、伝票でのやりとり、こういうものでやりながら外国等産地の情報、これを伝達していただき、その中で最後に、日本の食品表示法の基準に基づいて一括表示をしていただくと、このようなルールになっております。

喜多委員

しっかりと取り組んで、県民の命を守るためにこれからも頑張ってくださいと思います。何せTPPということで、これから予想ができませんようなことが起こる可能性もありますので、それに十分対応できるような取組をお願いしたいと思います。

それと、この平成28年度に向かつては、新たな事業としたらHACCP等が中心になると思いますけれども、あとはあんまり変わらないんですかね。

金井危機管理政策課長

ただいま、危機管理部の施策の基本方針の新たなものといった御質問でございますけども、まず、大きく二つに整理させていただいております。左側の県土強靱化の推進に向けましては、来年が昭和南海地震70年に当たるということから、防災メモリアルイヤーと位置づけて、県民一丸となった防災意識の向上、具体的なイベントとか啓発行事を工夫しながら強化していきまして、県民の防災意識の向上を図っていききたいと思います。

それとあわせまして、少年消防クラブとか防災士などの人づくり、あるいはITを使った災害時情報共有システムの機能強化とか、あとは、次世代消防防災ヘリの導入を来年度具体的に進めまして、そういったことで自助、共助、公助、県を挙げた防災体制の強化、これをより一層来年は強化していききたいと思います。

それから、右側の暮らし安全の分野で言えば、先ほど報告事項でもありましたけれども、食品表示の適正化計画もありますので、それを踏まえた食品表示の適正化の更なる推進を新たにやっていくとともに、生活衛生業の活性化という視点も持ってまちづくりを推進していくといったことです。

あと、新しいところでは、交通事故死亡者ゼロといったところでは、通常の交通安全啓発に加えまして来年は条例の制定も踏まえて、自転車での死亡事故ゼロに向けた取組を一層強化していくといったところです。

それから、今年設立いたしました生物多様性センターの活動を強化していきまして、具体的な生物多様性保全に向けた取組を進めていくといったことに特に力を入れていきたいと考えております。

喜多委員

新しいことも含めて、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それと、先ほど説明がありました食品表示適正化基本計画でございますけれども、内容

はまだ全然見ておりませんが、商品は何でも製造者が書いてあるのと、販売者が書いてあるのと、いわゆるどこで作ったかわからんという商品が案外と多いんですね。あれはこの適正化基本計画とは関係ないかもわかりませんが、製造者を書かなくてもいいという規定があるか、販売者だけだったら本当にどこで作ったかわからんという不安があると思いますので、そんな関係はどのようになっておりますか。

山根食の安全安心担当室長

委員から今質問がございました、製造所固有記号の問題と考えております。いわゆる大手食品会社等、例えば、販売者の表示で製造所固有記号、これを設けまして、清涼飲料水でいいますと、蓋のところに賞味期限、それとKOとか、これがいわゆる製造者の固有記号になります。そういうところで、実は国のほうに届けられまして、その記号をたどっていきますと製造事業者、これがわかるような仕組みになっております。

喜多委員

そこまで調べないとわからないというのは、何かややこしいね。食べる人というか使う人にとっては、本当に安心できないというか、産地によって、それだったらもう食べたくない。製造者によっては、それは欲しいなという逆にアピールになる。それをちょっと表現悪いかもわかりませんが、隠してまで販売するというその意味がわかりにくいという面もありますけれども、そういう規定だったら、これからこの食品表示適正化基本計画によって、何か改善できるものがあったらやってほしいなということを要望しておきたいと思います。

それと今回、自転車の安全で適正な利用に関する条例というのが出まして、来年の交通事故死者ゼロということで、主に自転車事故の取組が上げられております。9月末までに自転車マナーを6高校が競うということで、違反件数、施錠率を点数化、意識向上へ優勝、優秀校を決定という行事がありましたけれども、その成果というのが、もしわかったら結構ですけれども、どのような点数で、校名がこれには出ているんですけれども、どこが優勝して、それで今後どのように取り組むのかというのは、担当が違うかもわかりませんが、危機管理部としてどうするかということをお尋ねいたします。

小椋生活安全課長

ただいま委員から、一つは7月から9月まで実施した6高校の交通マナーの取組、それから、それをどのように今後展開していくのかという御質問かと存じます。

まず、自転車のマナーアップで6校が競った件でございますが、これにつきましては、7月から9月までの3か月間、自転車の盗難防止と、それから、マナーアップによる交通安全を目的といたしまして、徳島西警察署管内の高校、城西高校、城ノ内高校、城北高校、徳島科学技術高校、それから、徳島中央高校、国府支援学校の高等部の6校で参加して行いました。

中身としましては、一つは、抜き打ちで自転車の盗難を防ぐということで、抜き打ちの

施錠率の調査，それから，自転車での交通マナーということで，イエローカードの交付数の算定，それから，それ以外に学校として取り組むのぼりですとか，掲示板，校内放送など，自主的な取組，そういうものを踏まえまして優秀な高校を競おうということで取組まれたと聞いております。その中で最優秀で優勝しましたのが城ノ内高校で，交通部門では城北高校が優れていました。それから，生活安全部門，自転車の盗難防止という対応では，国府支援学校の高等部が良かったと聞いております。

それで，この効果としましては，まず一つ，自転車の盗難防止につきましては，この3か月間で，平成26年ですと47件盗難があったわけですが，平成27年は32件ということで，対前年15件減少し，比率ではマイナス32%ということになっております。

それから次に，自転車の交通マナーの向上としまして，イエローカードを警察のほうで切った件数でございますが，平成26年は162件，今年，平成27年は97件ということで，対前年65件，比率でいきますと40%ほどイエローカードを切ることがなかったということで，この取組は自転車の盗難防止，それから，交通マナーアップの意識向上に大変効果があったのではないかと考えております。

次に，この取組を自転車の交通安全の意識向上につなげていってはどうかということでございますが，自転車の交通事故はやはり小さな違反の積み重ねが事故につながっていると言われておまして，交通マナーを良くしていくことが長期的にも事故防止の抑止につながっていくものと考えております。それで，今現在，次期定例会に向けまして条例を成案として提案させていただくべく検討を進めておりますが，これに合わせまして，条例を実効あるものとするため，もう一つ，自転車の安全適正利用推進計画（仮称）でございますが，これを作成する過程におきまして，委員からの御提案を受けまして，自転車の交通安全マナー運動の一環として，この取組を県下に広げていけないか，これから警察，教育委員会等の関係者とも連携を図りながら検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

喜多委員

条例の制定も含めて，できたらこの徳島西警察署管内ということでなく，徳島東警察署も含めて，これから積極的に警察と協議をして，一体となって，自転車はほとんどが高校生ということになろうと思えますけれども，一般ももちろんありますけれども，高校生の事故を防ぐ，そして死亡事故を防ぐということを，これからも積極的にこの条例を生かした取組をされることを期待して終わります。

重清委員

何点かお伺いいたします。

まず最初に，徳島県食品表示適正化基本計画の案が出ているんですけど，ここで活動目標，3年後の数値目標でありますけど，この食品表示Gメンによる立入調査600事業者，その下で偽装の450件とあります。鳴門わかめの件，去年も経済委員会でいろいろあったんですけど，また同じようなことが出てきたということで，何とかしてこれをなくしてい

かなくては、真面目にしている人達がかawaiiそうでありまして、ブランドもなかなかブランドとしての価値が生まれてこないということです。今回、3年後の目標がこうありますけど、これはワカメだけではなく全ての食品の立入調査、また、産地偽装の調査を行おうとしているのでしょうか。それと今現在、今年度はどれぐらいの件数をやっているのでしょうか。

山根食の安全安心担当室長

今、委員から御質問がございました、食品表示適正化基本計画（案）の活動指標ということで、立入検査、検査事業所数、累計600ということになっております。この累計600につきましては、3年間の累計になっているんですけど、一方でこの事業者、やっぱり全ての事業者でございます。その中で例えば今回のワカメ産地偽装がございまして、重点監視指導立入事業所を決めていきます。そういう中で、今回、この基本計画の中で単年度計画もやっていくんですけど、当然、ワカメの産地偽装ということで、ワカメの加工事業者、次年度については、要するに振り分けの中で重点的にやっていきたいと考えております。そういうところで、いろんな事件に対して抑止力につなげていきたいと考えております。

一方で、業者、今までどのようにしてきたかということでございます。

平成27年度につきましては、12月9日現在で80事業者を検査しております。うち、水産物が37ということで、そのうちワカメ加工業者が29、平成27年度で立ち入っております。

以上のところで、平成25年度を申し上げますと、全体で立入調査事業者数として119業者、延べ件数でいきますと124件です。

重清委員

今、件数は平成25年は120ぐらいで、平成27年度は80事業者と減っていて、これは何ででしょうか。普通だったらもうちょっと強化できて、行って入るべきではなかったのかなと思うんですけど、これで平成28年度は今の大体、これは3年間ありますけど、来年自身はどの程度入ろうとしているのか、それとワカメ自身は何件ぐらい入ろうと今計画でよろしいですけど、しようとしているのか、お伺いします。

山根食の安全安心担当室長

平成27年度につきましては、実は80事業者ということで、少し次年度に比べて計画に達していないところがございます。これにつきましては、条例改正等を周知、研修会等でちょっと行けていないのが事実でございました。それで一方で、今回の事案を受けまして年度内には、このワカメ加工業者、主要なワカメ加工業者を今のところ60事業者程度つかんでおります。基本的にこの60事業者に年度内では立入調査ができると同時に、全体としての検査件数を増やしていきたいと考えております。

一方で、次年度以降につきましては、計画にもございますように、全体としては600事業者でございます。それを3年間でいきたい。同時にワカメ事業者については当然、先ほども言いましたように、強化を進めながら、全体として300事業者ぐらいございますワカメ

事業者，正確には289事業者になっておるんですけど，その全てに立入りを近い間に行きたいと考えております。

重清委員

これは，今の問題，二百八十何ぼ，全部入るぐらいの気でいかないと無理ですよ。これぐらいので1回入ってやったらどうかなと思うんですけどどうでしょうか。

篠原県民くらし安全局長

今，ワカメの事案も受けてということで，この適正化計画の中で累計3年間で600件ということでございます。この目標を単年度にしますと，3年間なので1年度200件，去年度の件数とか今年度の途中の件数が80件ということでお示しさせていただきました。我々は今まで指導をしてきましたけれども，今は途中なので，これからも今後，ワカメに特化して啓発に向けて事業者さんに入っていきたいと思いますし，この4月から施行しました条例の中で届出制度も作っておりますので，業界全体の把握ができております。その中で水産加工品の中のワカメ部分が280件ほど届出がありました。そんな中で，その届出があった事業者については委員がおっしゃられますように，これから計画的に立入りをしている，全ての事業者にも早くこの表示制度を推進していきたいと思っています。

さらに，その枠の外でまだ届出制度を承知されていない方，届出されていない方もいらっしゃると思いますので，この届出制度の必要性についても周知をさせていただき，徳島ブランドの表示がちゃんとできて，徳島ブランドの推進につながるように取り組んでまいりたいと思いますので，よろしく願いいたします。

重清委員

しっかりと取り組んでもらって偽装ゼロ，これを目標にやっぱりいかないといかんと思いますので，そのためにどういうふうな対策を講じられるか，早急にするべきだと思います。これぐらいの件数だったら，体制がどうやったらできるのか，3年もかけて毎年毎年行っているようでは話になりませんので，来年はもう全てやってしまうというぐらいの気持ちで取り組んでいただきたいと思います。強く要望しておきます。

それと，平成28年度に向けた危機管理部の施策の基本方針の中で，指定管理鳥獣の捕獲の強化とあるんですけど，これやっぱり，いろんな猿，鹿，イノシシとかあるけど，指定管理の中で今，増えてきているのがキツネとかハクビシン，タヌキ，いろんな動物が増えてきているんですけど，これらはどのような位置づけになっているのかわかりますか。

小椋生活安全課長

ただいま委員から，指定管理鳥獣についての御質問を頂きました。

まず，指定管理鳥獣の定義なんですけど，これにつきましては，今現在，生息数が増え，なおかつ生息域が大きく拡大しているものということで，国の鳥獣保護管理法の中で定める，大臣が指定する鳥獣としてイノシシと，それから鹿が対象ということになっておりま

して、それ以外にも現在、猿とか増えているものがあります。それにつきましては、県のほうも政策提言で昨年度から、今年も5月、11月と国のほうには猿など、それからカワウですね、そういうものも被害が増えているので、是非とも国の施策にも位置づけて捕獲ができるようお願いしたいということで、要望というか提言なども行っているところでございます。

重清委員

今言われたように、イノシシと鹿が鳥獣指定に入っていると、それで猿は入っていなかったというので、なかなか増えてきて後手後手に回ったんですけど、今言ったように、これ以外でもやっぱりタヌキやキツネ、ハクビシン、いろんなのが増えまくりなんです。またこれ増え過ぎて、後でまた後手後手に回らんように、早めの対策を講じていただきたい。

それと猿で、海陽町の奥のほうに最近たくさんいたんですよ。ところが今ちょっといなくなりました。どうしたのかと言ったら、ボス猿を捕獲、駆除したというので、そうしたときに今その地域にいなくなっているんですよ。だから、こういうところもいろいろ調べてもらって、追跡のやつを今はつけているでしょう。それがどうなっているのか、ボス猿を撃った後はどういうふうな動きになるか、これで有効な手だてができるのか、これが散らばった場合はどうなるのか、この地域には一切今出ていませんので、こういうのもいろいろ調べていただきたいと思います。カラスにしろ、トンビにしろ、めちゃくちゃ増えておりますので、このような対策を同時にいろいろ検討していただきたいんですけど、来年度お願いします。

小椋生活安全課長

ただいま委員から、増えているものはイノシシ、鹿、猿以外に他にもたくさんあるというのは十分に承知しております。私どもとしましては、増えているものの対策としまして、一つは、猿につきましては、特に群れで行動することから、今現在も実証で一部箇所が発信機、GPSをつけまして、捕ったことによって群れが分かれることなく、その群れ自身の全体を押さえ込むように実証もやっていますので、そういう成果というものを来年は実際の捕獲にもっと生かしていければと思っています。

それから、ハクビシンとかそういうものにつきましても、捕獲する人が多くとれますように、狩猟免許の取得者の増加ですとか、それから、それを捕獲するための講習会ですとか、そういうものにつきましてもより一層被害を減らすために、それから捕獲の許可についても柔軟に対応できるように、農家の方でも自分のところへ来る分については一定の条件さえあれば捕ることができますので、なおかつ安全に捕獲ができて、数が減らせるようしっかりと取り組んでまいりますので、よろしくをお願いします。

重清委員

早急に対応していただきたい。今朝、徳島へ来るときでも全て県道、国道に必ず1匹は

タヌキかハクビシンがひかれております。毎日のように、増えておりますので、どこかの地域も恐らく一緒だと思いますので、いろんな害を成す鳥獣が今増えておりますので、対策を早めに講じていただきたいと要望しておきます。

最後に、県土強靱化の推進ということではいろいろありますけど、このゲリラ豪雨、先週も木曜日の夜中に大雨が降ったんですけど、去年ぐらいから集中豪雨で対応がなかなか遅れておるので、もう市町村も一斉に避難指示、避難勧告をまず出しているような状況ですけど、本当にわからんのですよ。1キロメートル離れたらどれだけ降っているかわからんのが今の状況で、雨量計も少ない。各市町村も要望しておりますけど、データがない限りこれから避難指示、避難勧告を出す市町村は難しいと思います。それに対する対策、雨の量の予測とかいろいろ、今せっかくいろんな衛星も上がっておりますし、いろんなデータが取れるようなシステムができてきていると思うんですけど、これからどのような方法で、方針で進んでいこうと、対策を講じようとしているのかお伺いをいたします。

坂東とくしまゼロ作戦課長

現在、雨量につきましては、県土整備部のほうで設置をしておるもの、それから国が設置をしているもの、様々ございますが、現在、138局の情報をホームページ等で公開しております。美波庁舎管内では15局設置をしておりますけれども、委員からお話のありましたとおり、ゲリラ豪雨の極端な雨、これは雨の降り方等、明らかにパターンが違うというのがございます。こうしたものに対応するため、市町村からも雨量計の増設という要望を頂いております。町村会、それから個別の市町のほうからも要望を頂いているところでございます。これらにつきましては、県土整備部と連携をしながらその増設について前向きに検討してまいりたいと考えております。

先ほど御質問の中にもございましたが、いろいろなデータ、雨量計以外のいろいろなデータというものも最近ではございまして、危機管理部のほうで現在行っておりますのが雨雲レーダー、これは気象台が気象観測衛星の雲の状態、これを撮影しまして、それにあとは地上の気象台の雨量計、こうしたもので補正をかけて、いわゆる解析雨量という形で、最近ですとレーダー解析で何ミリというふうな説明も、報道で出ておりますけれど、ああいふふうな雨雲レーダー、これを活用した情報提供の実証実験に現在、取り組んでおります。これは、全県を、徳島県内全域を1キロほどの升目に区切りまして、その升目の中で雨が強いところは赤、それから雨が弱いところは青という形で、色で分けて表示をしていく。そして、それぞれの3時間先までの降雨の予測、これをそれぞれ1キロの点ごとに、これはコンピューターの上でやることとなりますけれども、点ごとにその点を指定すると、棒グラフでそれまでの過去の実績の雨量、それから、3時間先までの推計の雨量、これが出てくるような形のものの整備を進めております。

これを新たに整備をしておるんですけども、県土整備部とも連携しながら、市町村にわかりやすい形でこれを使っていただく、避難勧告を早く出していただくとか、それから、対策、例えば浸水被害への対策、そういったものを早く取っていただくために、現在、わかりやすい形というのはどういうものかということの実証実験を進めております。

評価を市町村から現在いただいておりますが、その取りまとめをしておるんですが、これ、今年度の総務省の、先ほど出てきましたG空間の実証事業の中で行っておりますけれども、この事業も活用しながら、雨量計の増設というものと併せて、こうした形の新たな技術を市町村に向けて提供して行って、次年度以降、避難勧告など災害対応に活用できる体制を取っていきたいと考えております。

重清委員

県土整備部と雨量計のほうは連携して増設もしていただきたいし、これは確かに高いんですね。今言われたG空間のこの計画で、1キロメートル四方で取れるという、これはまだ、結局は市町村とか県民は見えない状況になっているので、今年度からやって、来年度中にはこれが県下市町村にデータ供給ができるようにしてくれると思うんですけど、そういう方向でよろしいですか。

坂東とくしまゼロ作戦課長

今年度既に実証実験としては、市町村の方々にも御覧いただけるような状態になっております。今のところ特に技術的な問題というものは確認をされておられませんので、次年度は全市町村にこれを御利用いただいて、災害対応、出水期に間に合うような形で御利用いただける体制を取っていきたいと考えております。

重清委員

今、市町村との連携で見えるようにすると、これは個人へは市町村から見えるようにするのか、それともこれは市町村だけで構わないのか、直接個人がこのデータをパソコンなりで見られるように、どこかアクセスしたら見えるのでしょうか。ここらのあたりはどういう方向へ行こうとしているのでしょうか。これからやっぱり夜中に避難勧告や指示を出されて逃げないといかんいうとき、やっぱりもう自己判断がある程度出てきますので、このときのデータとして自分らが逃げないといかんときの材料がやっぱり要るんですね。ただ、避難指示の放送だけではちょっと、夜中の大雨のときに逃げられるかという、ただし、ここにいたら危ないという状況も来ますので、県民個々が判断できるような情報の取り方にできるのかどうか、今考えているところを教えてください。

坂東とくしまゼロ作戦課長

個人向けの情報提供ということの御質問でございます。

まず、現在は市町村向けを優先していきたいと考えておりますが、その次の段階として、来年度、この強靱化の中でも、県民向け防災情報ポータルサイトの創設というのがございます。この中で、個人向けにも県民の方が雨雲レーダーの状態を御利用いただけるような方向で調整をしていきたいと考えております。

また、夜中に避難勧告などが出た場合の自己判断の材料として、当然、この雨雲レーダーというものも御利用いただけるんですけども、それに加えて、これは今年度の事

業として行っておるんですけれども、地域SNSという形で、それぞれ個人の方が、例えば、家の前が冠水をしているとか、そういうふうな情報を投稿できる仕組み、これも昨年度のG空間の実証事業の成果として、今年度それを全県展開をしていくところなんですけれども、こうした情報、それぞれ県民の方が今自分のところがどうなっているという情報を出していただいたものも、県民の方が相互に御覧いただく。それから、雨雲が今どうなっているというふうな公式の情報、それも重ね合わせて御覧いただけるようなもの、これをポータルの中で実現していきたいと考えております。

重清委員

今言われたように、これは本当にいいことだと思うんです。これも各市町村なり県民が望んでいるんですよ。今あるテレビ局を見てどれぐらい降るかと言っても、もう大き過ぎて、とてもじゃないけど今の集中豪雨に対しての対応は無理だというのが今の県民が得られる、市町村が得られる情報なんです。

ですから、今、課長が言われたような対策を一日も早くできるように講じていただきたいなど、これは強く要望いたします。これは、本当に市町村は雨量計を何ぼでもつけてくれと言うのは、本当に必要だと思っているんですよ。それに代わるこういうので取れるのだったら、それを上手く利用したら災害対策を十分前向きに検討できるのではないかと思います。今では後手後手で、もうあふれかけたところに避難指示を出さないといかん。これから川が氾濫するかどうかというときの判断ですから、難しくなっていますので、事前に、1時間前に逃げられるような状況も作ってあげなかったら、あふれてから逃げてくださいでは危ないですので、そこら辺は早急な開発と早急な提供を強く要望して終わります。

高井委員

私のほうからは1点、自転車の交通安全のことについてお伺いしたいと思います。

順次お伺いしていきたいと思いますが、先ほど喜多委員からもお話ありましたし、丸若委員の本会議の質問のときに、今年度中の条例提案というふうなお話でございまして、恐らく条例ができた後は安全対策の推進計画等も作っていくことだろうと思います。

そこで、本日は自転車の整備点検や傷害保険加入の促進の施策について、お伺いをしていきたいと思うんですが、まず、県内の自転車の保有台数についてどの程度あるのか、教えていただきたいと思います。防犯登録等もするので、大体わかるのではないかと思います。把握している範囲でお願いをいたします。

小椋生活安全課長

ただいま委員から、自転車の保有台数ということ御質問を頂きました。

県の防犯協会で自転車の防犯登録を販売店通じて行っておるわけですが、これによりますと今現在、55万7,982台、約55万8,000台ということになっております。ただし、古いものは平成15年頃に登録したものもありまして、中には乗っていないものもあるので、実際に利用されているものとしましては、やはり40万台水準、40万後半ぐらいではないかと

推測しているところでございます。

高井委員

約40万ぐらいの台数ということで、私も最近まで知らなかったんですが、TSマークといって自転車が整備されたものであって、保険に入っていますということを証明するマークがございます。恐らくこういう今回の施策の中にも整備点検の推進と保険加入の促進ということが入っておりますので、このTSマークを推進していくことになるのだろうと思いますけれど、このTSマークを取り扱うことができるのが、自転車安全整備士という資格を持った方がいる自転車店だけということになっているようでございます。恐らく先ほど台数保有40万台ということでしたが、県内の自転車でこのTSマークを貼った自転車というのがかなり少ないんじゃないかというふうに推測をいたします。多分、最近では自転車の事故でいろんな保険のこともニュースになって、貼る認知度も少しずつは上がってきているだろうと思いますし、保険加入もPTAとかを通じて私たちにも、保護者のほうにも推進の案内が来ていますので、少しずつは上がっていているのだろうと思いますが、まだまだ低いのではないかと感じて心配をいたしますが、現在、このTSマークを貼った自転車がどれぐらいあるか把握しておられますでしょうか。

小椋生活安全課長

まず初めに、TSマークですが、これにつきましては、そもそも自転車の定期的な点検整備を促進して、自転車の安全利用と自転車事故の防止に寄与するという観点から、昭和54年ですけど、警察庁の指導のもと自転車安全整備制度というものが発足し、そこからTSマークが創設されました。TSというのは、Tはトラフィック、交通です。Sはセーフティー、安全ということで、交通安全を意味するマークでございます。これを貼っていただくことによりまして、貼るということは当然ながら安全な自転車かどうかということで点検整備が行えて、その上で損害賠償保険も付与されるものでございますが、これの平成26年度ですけど加入状況につきましては、1万9,810件ということになっておりまして、先ほどの40万台水準利用している中では5%程度ではないかというふうになっております。

高井委員

5%程度ということなので、これからどんどん推進をしていかなければならないのだろうと思います。それに有料でございますので、やっぱり積極的にかなり推進をしていかなければ広がっていかないだろうと思いますが、買ったときは大体、最近量販店でも扱っているんでTSマークを貼った自転車が新車だと多いと思います。しかし、このTSマークは保険ですので、有効期限、点検も要りますから1年間ということですので、1回貼った後、次また保険に入り続けてもらう、また、点検を続けてもらうということが大事なんだろうと思いますが、何とこのTSマークを扱えるお店というのが県内、都市部はともかく、山間部の過疎地のほうにおいては、余りないということが調べてみるとわかりました。自転車整備士という資格を持った方、この整備士の資格も国家資格ですので取るのにかなり

エネルギーも要るし、勉強もしなくてはならないということで、かなり高齢者の経営している店舗では難しいのだらうと思います。しかし、せっかく自転車の条例ができて推進していくわけですので、県内全域自転車を使っている方々がやっぱりこの保険に入り、安全に点検された自転車で通行できるということが大事だらうと思います。

特に例えば、私の地元である三好市を調べてみると、何と池田に扱える店舗がたった2店舗、池田町だけですので、当然ながら、祖谷や私の住む三野にもございません。私も子供が中学生なので自転車で通学をしているんですが、なかなか池田まで点検に持って行くというのもトラックに積んで自転車を持って行かなければならないわけですので、難しいですし、どうすればいいんだらうなと思っていろいろ考えておりました。恐らく、海陽町とかも扱っている店舗はございませんし、都市部、市は結構あるんですが、町村で扱っているところは石井町、石井も結構あります、やっぱり都市ですね。あと、上板町とか、藍住町とか、北島町とか、松茂町、それから那賀町は1店舗のみという形で、そのほかの町村は扱っている店舗がない。これでは、なかなか整備点検と保険加入は難しいだらうなと思ひまして、是非、これは一つ提案なんですけど、学校で今かなり県警の方も協力していただいて、自転車の安全教室を春によくやっています。4月、うちの娘も中学校に入ったときに1年生なので、PTAと県警、また先生方の協力を得て、ずっと実際に走ってみる練習や、指導、乗り方、降り方、何かいろんな整備のことの説明もいろいろ受けてやっておりました。しかし一遍春に点検をしても、それ以降、うちの娘も使っているうちにだんだん今の時期になってくると慣れてきて、あと、何回かどこかでこけたりして、自転車が壊れたり、ひしゃげたりいろんなやっぱり状態が出てきております。

そこで、特に自転車安全整備士がいない地区では、学校に年に1回例えば来てもらって、整備点検、それから県警やPTAにも協力を得て、指導、安全のセット、交通指導のセットでいろいろ工夫をしながら加入促進と整備点検をしてもらうということが必要でないかなと、大事ではないかなと思うんですが、いかがでございますでしょうか。しかもその時期は、この秋口ぐらいが一番いいのではないかなと思います。

つまり、秋はやっぱり逢魔時といいまして、日没が早くなって非常に早くライトをつける必要があったり、帰り道が暗くなっている状況が多いですので、日没後のこの危険なときを気をつけなくてはいけないということを指導することに加えて、先ほど申し上げたとおり、自転車に慣れてきて、半年以上、10か月近くたって、ちょっと乱暴な運転になりがちな時期である。加えて壊れたり、少々自転車にも新車から使い始めて不備が出てくる時期なので、この時期に協力してやっていただくことがいいのではないかなと思うんですが、こういう点はいかがでしょう。

小椋生活安全課長

ただいま委員から、TSマークを取り扱える自転車の店舗がまずは少ないと、このために条例を含めてTSマークを取り扱えるように取り組むべきでないかとの御質問かと存じます。まず、TSマークを取り扱える自転車の店舗数につきましては、107店舗あるわけですが、確かに徳島市とか都市部のほうに集中しておりまして、そのことからTSマーク

が広がっていないのではないかとということも実際に認知はしているところでございます。

そうした中、この度、自転車の条例におきまして、点検整備と保険加入によって交通安全意識を高めてもらうとともに、自転車に乗られる方が被害者にも加害者にもなるということ踏まえて、安全な利用ということからいきますと、当然ながら、まずは安全な自転車ということで点検整備、それから、万一のためには保険加入が大事かと思えます。そうした中、この条例を進めるに当たって、地域によって点検整備のサービスを受けられないとか、格差が出ないようにこの点につきましては、一つは、自転車を販売しておりますTSマークを取り扱っている事業者様が組織しております自転車商業組合さんですとか、それから教育委員会、市町村、PTAの皆さんとも十分に協議をし、できましたら出前で点検サービスとか、そういうものも取り組んでいけるよう十分に研究してまいりたいと思えます。

それから、時期につきましても確かに秋に事故が増える。その中にはたぶん自転車にしてもやはり傷んでくるとか、ブレーキのききが悪くなってくるといふことでもありますので、そういうことも踏まえて、時期についても、年間を通じた交通安全という意識をしていただくために引き締めということも兼ねて考えていきたいと思っております。

高井委員

さっき補助金を出したらどうですかと言って、杉本委員からの御発言がございまして、ありがとうございます。

応援のお声がいろいろとございますが、本当に自転車屋さんもやっぱり商売でやっておられるわけですし、遠方にまたこうやって出前まで来ていただくのにもいろいろなこともあるかと思えます。支援の体制も必要だろうと思えますし、是非、そういう形で出前等も考えていただけるようお願いしたいと思えます。

子供たちが今やっぱり、確かに自転車を使っていることは多いと思えますが、ただ、当然ながら高齢者の方、大人の方でも自転車をたくさん使っております。県庁には結構自転車で来られている方がたくさんいらっしゃると思うんです。やっぱり高齢者の自転車教室も、この間も三好町から協力を頂いて、うちの三野町でやっていたときもあったんですが、そうした、結局高齢者の自転車でもTSマークを推進していくのは一緒ですし、学校には当然、児童のためにTSマークを推進に来ていただけたら有り難いと思うんですが、高齢者や大人の方が使っている自転車の整備点検をしたいという声も当然ございまして、あると思えます。学校とセットになるのかどうかわかりませんが、地域住民の自転車の整備点検の促進のためにも、また、いろんな形で地元の皆さんと協力しながら出前等、いろんな対応をしていただけるように検討をお願いしたいと思っております。

ちなみに最後になりますが、ヘルメットの着用のことなんですが、私も朝、交通安全立哨をしまして、今、少なくともうちの小学校の児童はほぼ100%ヘルメットをかぶっております。見る限り、私も子供の自転車に乗っている子であんまりヘルメットをかぶっていない、特に低学年というか、高校生はどうなのかわかりませんが、小学校、中学校はしっかりヘルメットをかぶって通学をしているなと思うんですが、大人の方でヘルメ

ットをかぶっている方はあんまりおられません。髪型とかいろいろヘルメットに対する抵抗もあるかもしれませんが、安全上はやっぱり高齢者の方もヘルメットをかぶったほうが安心だと思いますし、恐らく推進をしていくというふうにはなるんでしょうけれども、なかなか義務化にするのはちょっと難しいだろうと思いますが、どういう形で推進をしていくのがいいのか、また今のところの考えがあればお願いいたします。

小椋生活安全課長

ただいま、ヘルメットの着用について御質問を頂きました。

確かにヘルメットの着用につきましては、条例の中で促進ということで、ちょっと関係する学校ですとか生徒さん、それから高齢者の方もそうなんですけど、実際、聞きましたら、ヘルメットを着用したら格好が悪いとか、ヘアスタイルが乱れるとかそういうことで、できたら着けたくないというお声もありました。

しかしながら、ヘルメットを着けていただくことによって、出会い頭の交差点での衝突があった場合に、頭部の損傷を免れ、命を守ることもできるので、やっぱり着用については大変重要であると思います。そのため、現在検討中の条例におきまして、着用を励行するよう努めていただけるようなことを条例に盛り込みたいと考えております。そのためには、着用の必要性とかそういう重要性につきまして、何がしかやはり交通安全教育の中で、実際に高齢者の方がヘルメットを着用していないために転倒による頭部損傷の事故なんかもありましたので、そういう事故の事例なども踏まえてしっかり交通安全教育に取り組んでいきたいと思っております。

また、我がほうだけでなくこれにつきましては、当然ながら教育委員会、学校現場、それから警察ももちろんですが、それから、あと老人クラブの皆さんですとか、自転車の交通安全競技大会ということで、老人クラブの方にも取り組んでいただいておりますが、その中でまた一層ヘルメット着用の必要性について、交通安全教育という形で取り組んでまいりたいと考えておるところです。

高井委員

ありがとうございます。是非、条例提案に向けてまた鋭意いろいろと御尽力いただきますようお願い申し上げます、質問を終わらせていただきます。

山西委員

1点だけお尋ねをしたいと思っております。

私からカーナビを使った防災情報の発信についてお尋ねをしたいと思っております。

先ほど重清委員からもお話があったと思いますが、防災情報をやはり県民の皆さんにいかにして発信をしていくというのは、あらゆる角度から検討していかなければならないと思っております、先般、報道等で拝見をいたしましたけれども、今、徳島県がカーナビを使って防災情報を発信するというところに取り組んでおられるということをお聞きしております。

まず、担当課長にこの実験には具体的にどのようなシステムなのかについて、お尋ねをしたいと思います。

坂東とくしまゼロ作戦課長

カーナビを通じた防災情報の配信について、今どのようなシステムで取り組んでいるかという御質問でございます。

このシステムにつきましては、今年度、総務省のG空間の実証事業として採用されているものの中で、具体的にはLアラートという、全国で33都道府県が参加をしているシステムがございます。この中では、市町村などが発令をします避難勧告や避難指示、それから避難所の開設情報、それから市町村の態勢、例えば、災害対策本部を立ち上げたとか、そういう態勢、こういったものを市町村が入力をするると瞬時にそれが全国で共有ができると、そういう仕組みのシステム、これがLアラートと呼ばれるものでございます。

今回、カーナビのほうにこの中から避難勧告などの避難情報、それから避難所の開設情報、こうしたものをLアラートからカーナビ各社がシステムを連携させて取り込んで、それをカーナビの画面、ディスプレイの画面に表示をするという実証実験を行いました。この仕組みにつきましては、車ですので、やはり時速40キロメートル、50キロメートル出ておりますので、余りピンポイントで狭いところの情報を出すと、気がついたときには通り過ぎてしまっているというふうなこともありますので、市町村単位の割と大きなエリアを区切りとしております。ですので、市町村の中で例えば何々地区に避難勧告が出ているというふうなことについては、何々地区で出ているというのは出すんですけども、単位としてはその市町村に車で差しかかったら、それが表示をぼんと出せる。そしてまた、音声で読み上げをする。そういう仕組みのシステムを用いて、実証実験を行っております。

山西委員

今、実証実験に取り組んでいるということですが、もし、現時点で見えた課題等があればお知らせを頂きたいと思います。

坂東とくしまゼロ作戦課長

課題としては、現在、通信環境が悪いところでどのように情報を出すのかというのが一つ課題として挙がっております。これは具体的にどういうことかといいますと、実際にLアラートとカーナビの間で通信をするというのには、携帯電話と同じ電波を使っております。その携帯電話の電波が弱いところであったり、トンネルの中であったり、そういったところでどうするかというふうな技術的な課題が出ております。ただ、こうした課題というのは、大体道路の沿線というのは、山道に入りますと若干弱いところもございますが、比較的携帯電話に関して言うと通信ができるエリアが広く取られておりますので、車で何キロメートルか移動する中でとれるというふうに考えており、特にこの点については技術的に致命的な課題にはならないであろうと考えております。

それともう一つ、これは現在、実証の評価を進めているところなんですけれども、カー

ナビで運転中に御覧いただくこととなりますので、余り込み入った内容であるとか、カーナビのディスプレイを見て前が見えないような複雑な中身というのは出せませんので、いかにわかりやすくシンプルに出すかということ、これをカーナビメーカーと一緒に現在精査をしているところでございます。課題としては以上です。

山西委員

課題もいろいろあるかと思いますが、何とかそういったこともクリアをしていただけるように、これから更に実験を進めていただきたいと思います。実は、お聞きいたしますと、これはこれまでに、当時は国土交通省の事業として静岡県で同じようなこういったカーナビの活用の実証実験が行われたというふうにお聞きをいたしておりますが、どうやらそのときは実用化まで至らずに途中でその実験が終わってしまったというふうにお聞きをしております。

前回、静岡県でなされた実証実験と、今回、本県が取り組んでいる実験との違い、今回はいけるというところまで持って行っていただきたいと思いますと思うんですが、前回失敗したところも含めて、その違いについてお尋ねをしたいと思います。

坂東とくしまゼロ作戦課長

静岡で実証実験を行ったときとの違いということでございます。まず、静岡県で行いました事業は避難勧告や避難指示、それから避難所の情報などを表示するという点では同じなんですけれども、まず、システムのどちらかという技術的な実証、それが実際に可能なかどうかという技術実証が主でして、そのコスト、やはりこれ、それぞれカーナビのメーカーが実運用するとなりますと、コスト的なもの、採算性というものも重要になってまいります。昨年はその部分のコストに関する視点というのは余り考えずに、まず、技術的にできるかどうかということを考えてされたと伺っております。今年度、私どもでは、カーナビメーカーさんと、特に2社なんですけれども、2社とコスト、次年度以降の運用に実際に移行ができるだけのコスト的な削減ができるかどうか、この点を取り組む前からいろいろ協議をしてまいりまして、今のところコスト的なものは隘路にならないところまでコストカットができていくというふうに伺っております。

静岡県との違いとしては、そういうふうなフレームの違いというのもございますが、あと、お知らせ機能というのも、これがLアラートの中に項目として入っておるんですけれども、例えば、今回実証実験で使ったのは、山の方に行くときと累計何百ミリ降ると特に災害は起きてないんだけど、異常気象による通行止めというものがございます。徳島の場合かなりいろんなところがありますが、こうしたものを、先ほど重清委員からお話のあった雨雲レーダー、ああいったものも使って、例えばもうすぐ300ミリに到達するであろうというふうな推計、こうしたものを使って300ミリ実際に実測で観測する前にそれがある程度把握ができますので、技術的にはその通行止めになる前にそういうふうな情報を市町村も把握をすることができるし、それをドライバーに向けてお知らせとして出すというふうな実証実験を行いました。

ただ、これは一つの実証実験の形ですので、実際には道路管理者の方が運用する中でそういうことは使えるのかどうかという問題はございますが、そのほかにお知らせ情報としては、例えば避難所を開設している中で、その避難所に例えば水害の場合ですと、水害ごみの回収日が何日であるとか、そういうふうなものも配信ができるようになっております。そうしたいろんな細かい情報、避難勧告とか避難指示という切迫したものに加えて、細々した情報を管理にも配信ができるという形、これを取っているところが今年度新しく付け加えた機能になっております。

今年度はこうした形で、実証実験をいかにシンプルにわかりやすく出すかというところ、それとコストの問題について実証を進めておるところなんですけれども、次年度以降、この形についてはLアラート自身が全国統一の情報基盤というふうになっておりますので、技術的な問題というのは薄いと考えております。運用に関して、これまでは市町村も車に対して配信をするという意識は余りなくて、例えば、テレビであるとか地上デジタル放送であるとかケーブルテレビ、そういったところに配信をするという意識で中身、情報を作っておったんですけれども、ドライバー向けにもそういうふうな形で情報を出すんだという意識をまず持っていただいて、その中でお知らせ情報というふうなものを車に関してどういうふうなものが一番いいのかということをいろいろ検討していきながら、まず、県内の市町村、それから他県にも働きかけていきたいと考えております。

山西委員

このカーナビを活用した防災情報が発信できればかなり画期的ではないかと思えますし、今、課長からいろいろお話を頂いたように、いかにシンプルにわかりやすい情報を発信できるかというのは、これは何とか研究、実験を頑張っていただいて、是非、実用化に結びつけていただきたいと思いますと思うんですが、前回、静岡でやったときいろいろな課題があつてきちんと対応しておりますが、是非、今回こそは実用化に持って行っていただきたいと思いますというふうに思っております。ちょっとお答えは難しいかもわかりませんが、まず、実用化できるかどうか、また、実用化に向けた見通し等をお尋ねしたいと思います。

坂東とくしまゼロ作戦課長

実用化に向けた見通しという御質問でございます。

技術的なところでは、ほぼ問題というか、課題というものは取り除かれたというふうに考えておまして、今年度以降、運用、実際に入力をする市町村でありますとか、他県の自治体、こうしたところの運用の認識をそろえる、車にも配信をするというふうな、そういう意識というものをどれぐらい広めていけるかということで、我々も他県に呼びかけていきたいと考えております。

Lアラート自身はもう全国で33県が入っているという形で普及をしております。最終的には、47都道府県全部に入るといふふうに伺っておりますが、それが共通基盤としてはございますので、技術的にはまずほぼ問題ない。あとは道路、ドライバーに対して出すという意識を幾つかのブロックで、例えば、我々のほうからの提案をしていったり、これは総

務省としてもカーナビに配信をするということにつきましては、東日本大震災の際に大津波警報を東北のほうで3割ぐらいのドライバーの方が気づかなかったという調査がございまして、そこがもともと発端になっておるんですけれども、かなり高い評価を頂いておりますので、総務省とも連携をしながら他県への働きかけというのを強めていきたいと考えております。

山西委員

よくわかりました。今月また総務省の方とも協議をされるということでお聞きをしております。是非、これは総務省を含めた国の取組、あるいはカーナビを取り扱う業者さんとの協力等々、いろいろ課題はあると思いますが、是非、これを実用化できるように前向きに取り組んでいただきたいと思います。一つだけ課長、お尋ねをしたいと思いますが、津波の被害が心配される地域で高台、避難所等の情報もこのカーナビに配信されるかどうか、そのあたりどのようなになっているかお尋ねをしたいと思います。

坂東とくしまゼロ作戦課長

津波災害が起きる際の避難所の情報ということですが、今回、実証実験で行ったものについては避難所ではなくて避難場所、高台などの避難場所、これについては我々のほうで既に指定をしてデータ化しております。この情報をそれぞれのカーナビメーカーのほうに事前に御提供をして、今いる位置情報、今いる場所、場所から近隣の避難ができる候補地というものをリストとしてカーナビの中に出すという実証実験を行いました。これについては、特に問題なく実証できております。

山西委員

よくわかりました。是非、頑張ってください、期待をいたしておりますので、是非、実用化できるようにお願いをしたいと思います。

丸若委員

今日言っていた基本方針について、ちょっと何点かあります。

まず、防災を支えるということで、少年消防クラブの活動強化ということで、去年条例制定を我々はやりましたけども、それについて具現化ということかなというふうに思ったんですけど、活動強化という具体的なところをちょっと教えてください。

釣井消防保安課長

委員から少年消防クラブの活動強化について具体的にという御質問でございます。

委員からもお話がございましたけども、今年の8月に全国初めてとなります少年消防クラブの交流会の全国大会というのが開催されまして、全国から45クラブ、約300の方が参加いただいたということで、県内からは鳴門市のうずしお少年少女消防クラブ、それから阿南の伊島の少年消防隊ということで2クラブが参加していただきました。また、県内

で活動をしている方も200人余りが応援に来ていただくということでございまして、この全国大会を契機にして、そういった活動の機運が高まっているんだろうなと考えております。それぞれのクラブで継続してやっぱり活動していただくというのが必要になるかと思えます。子供さんは当然、小学校、中学校を卒業されますけども、それをそれぞれのクラブで継続的に活動をしていただくような、やはり消防というのは特殊なポンプですか、そういった活動の資機材、そういったものも必要になりますので、県内で今考えておりますのが、モデルクラブを選定してそういったところにより活動いただいて、それをまた県内へ裾野を広げていくというふうなことで、来年度はそういったモデルクラブなどを選定して資機材の支援とか、そういったものを通じてまずは裾野を広げていきたいと考えているところでございます。

丸若委員

子供のときから意識を持ってもらうということも含めて、本当に有効な方法かなと思っておりますので、是非、よろしく願いしたいと思えます。

いざ発災というときになってきたらリーダーがいるということで、最後のところのOBの活用等々もありますし、前も私がどこかで言ったんですけど、自主防災組織というのが本当に熱心なところと、そうでないところの差がすごいんですね。ですから、そのときもやっぱり何かあったときにその知識を持って、ぱっと動くリーダーというのがぱっとやって、命令系統というのがいると思いますから、そこらの養成というのも絶対要りますし、これについてもどういうふうに動かしていくかということ、やっぱり地域消防の方に御協力いただくということが大切だと思っております。それで、その裾野ということで、少年消防クラブで基礎的な知識を持っておるということで、本当に形だけじゃなくて、動くような体制をとにかく一体的に作っていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

我々の委員会のほうも条例を作ればいいわという話じゃなく、作った条例がいかにかに生きているかということの検証も含めてやっていこうというところで行っておりますので、この消防防災人材の育成というのは、私も関わった関係でかなり思い入れを持っておりますので、有効に活用するよう願いしたいと思えます。

それともう一つ、右側のほうで、ちょっとよくわからないんですけど、全国をリードするスマート消費生活の促進というのは、何かわかったような、わからんような、スマートということは私とか委員長みたいなことにならんよということかなと思うんですけど、それがちょっと賢いという意味かよくわからんですけど、そこらのところの具体的ところが下だと思んですけど、この中でまたよくわからんのが、エシカル消費の普及啓発。ちょっと今調べたんですけど、調べてもよくわからんということですから、その消費生活、具体的にどういうことをやっていって、地域とどういうふうに関連してやるのかということをちょっと、エシカル消費についても御説明ください。

小椋生活安全課長

エシカル消費について御質問を頂きました。

エシカルという考え方，倫理的消費と日本語で硬い言葉になるんですが，もう少し端的にいけますと，環境への配慮ということでエコ消費，レジ袋の削減ですとか，自然エネルギーを使うとか，化石燃料を使うことによって地球にやさしい取組。それから，人を思いやる消費ということで，チャリティー消費というんですか，チャリティーバザーとか，それを寄附して人を助ける。それから，もう一つには，地域の社会を維持していくための持続可能な地産地消のような消費，そういうようなものが具体的にエシカルの概念として進めていけるものでないかと考えておりました，環境への配慮，人への思いやり，それから持続可能な地域社会。例えば，私どもとしては伝統的な藍染めなんかの文化を残していくために，産業を残していくためにそういうものを消費しようとか，そういうようなことを見直していただいて，それを啓発していこうということです。要は消費者がそういう行動を取っていただくことによって，人を思いやったり，社会を維持していく取組ができるのではないかとということで，消費の観点からそういう概念を消費者教育の中で取り組んでいければなと考えています。

従前，消費者教育といいましたら，当然ながらの詐欺ですとか，特殊詐欺とか，そういうものに対する対処の仕方とか，それから，契約的なクーリングオフをどうするかとか，そういうのが取組だったんですが，これからは消費行動によって世の中を変えていけないかなという，そのキーワードとしてエシカルという言葉が普及啓発できればと考えているところでございます。

丸若委員

わかったような，わからないような話ですね。僕が言いたいのは，これ，概念的にはそういうことかなということ，これを見てもわかるんだけど，でも，具体的に動かすときに，例えば，地域でそれぞれの立場で活動されている方との連携の中で啓発活動かなとは，もうそれしかないと思うんだけどね。一般にぱっと投げかけていっても，何を言っているんだという話だし，レジ袋だって現実には，エコバックを持って買物をしている人にはあんまり会ったことないですよ。それで，それもマルヨシセンターなんかも判をついたり，今もしているかどうか，それも知らんですけど，やっていって，それで何ぼとかの還元ということをしているんですけど，やっぱりなかなか難しい。便利なように，便利なように消費者というのは動くし，いつも言うんですけど，お客様というのは自分が心地良くなるように動くんですよ。得するということも気持ちがいいし，いい環境にいるということも気持ちがいいからそっちのほうへ行くということですから，心地良くなるということはどういうことかと言ったら，例えば，エシカル消費をやるにも，それじゃ，一般のエンドユーザーがどうやったらこれについて心地良いと感じるような仕掛けができるかということしかないんですよ。そうしないと，上から観念的，理念的なことと言っていってもなかなか動かない。

ですから，そこらのところ，県がエンドユーザーというかお客さんというか住民と，どうリンクしていってこれをするかということの仕掛けというのをかなり動かそうと思った

ら難しいプログラムが要るかなと思っておりますので、そこらのところが知りたいというところのことなんです。

小椋生活安全課長

仕掛けということでお話を頂きました。これにつきましては、一つは、ここの今の資料の中でライフステージに応じた消費教育ということで、子供のときから金銭教育、それから、物の使い方、物を大切に扱うこと、そういうところから始まって消費生活を豊かにしていこうという考えがありまして、その中で特に中学生ですとか、高校生ですとか若者に、エシカルと言ってもそれだけでは難しいと思いますので、地域を愛してもらって、地域でいかに豊かに過ごしていくかということで、その消費の概念として、できればこのライフステージごとにという中で、中学生とか、高校生とか、その世代をターゲットにこれからの社会を作っていく上で消費行動、そういうものを、特に高校につきましては、消費教育の研究モデル実践校なども置いておりますので、そういうところを通じて十分教育をしていきたいと考えております。

丸若委員

具体的なところで動くような仕掛けを各界各層で進めていただいて、これからのテーマだなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと先ほど高井委員が言われたTSマークとかいろいろですけど、この県庁職員の中でTSマークを持っている人はどれくらいおるかわかっているのでしょうか。

小椋生活安全課長

今拾いましたのは、県庁の駐輪場のものをごさいますて、私ども実際にここを歩いたんですが、ついている自転車は新車が数十台程度かなと実は見ておりましたて、これにつきましても今後、反射材の設置とTSマークをセットで県の職員のほうにおいても推進をしていきたいと思ひます。

丸若委員

私も置いているんですけど付いていませんので、また、私も頑張りたいたと思ひます。

やっぱりそういうところから具体的なところで一つ一つやっていかないといかんと思ひし、高井委員の本当に学校を通じてという御提案は有効だと思ひますので、そのときに一般の者も持って行って見てもらったらいいと思ひます。それと、もう一つは、やはりホームセンター等々にも協力を頂いて、販売促進にもなるから、これは販売店のほうも恐らく協力してくれると思ひから、この頃、自転車屋さんというのは減ったけれども、ホームセンター等々はありますから、ホームセンターで何かイベントのときにやるとか、兼ねていったらかなり動いていくと思ひますので、そこらのところでやっていけば動くかなと思ひております。よろしくお願ひします。これはそれでいいです。

それと、最後の犬猫云々ということで、この間、我々、県外視察に行つて、あのときに

何でこんなに譲渡数が増えたんですかと私が聞いたら、やっぱりそのときのセンター長がかなり意識を持っていろんな仕掛けを作っていた。それとボランティアグループとの連携ということがありましたので、これについてもいろいろそこらのところで、先ほども言いましたように、飼っている人がそこに捨てないとかいろいろなことを、去勢であったりそういうこともあると思いますけど、やはりこれも消費者というか一般の方を巻き込んでいくという仕掛け作りが要ると思いますので、それはいろんな情報提供をしながらセンターの方と協力して進めていただきたい。以上で終わります。

井川委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました危機管理部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって危機管理部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第3号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第20号

以上で、危機管理部関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（12時06分）